

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所

原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2303141 号
令和 5 年 3 月 1 4 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 11 月 11 日付け原管発官 R4 第 180 号をもって、東京電力ホールディングス株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に規定する発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 受動形個人線量計の導入に伴う変更

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に伴い、受動形個人線量計を導入し、外部被ばくの個人線量評価を実施する。

本変更に伴い、関連する次の条文の変更を行う。

- ・第 1 0 3 条（放射線計測器類の管理）

2. 組織体制の見直しに伴う変更

安全対策に係る工事を行う発電所組織として、第二保全部内に安全施設工事プロジェクトグループを新設する。

本変更に伴い、関連する次の条文の変更を行う。

- ・第 4 条（保安に関する組織）

- ・第5条（保安に関する職務）

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－１. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 放射線管理について、保安規定に定める放射線計測器類の管理が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の内容等と整合していること
- (2) 体制について、保安規定に定める保安に関する組織及び職務が、申請者から令和2年4月1日付け原管発官R2第6号をもって届出のあった、柏崎刈羽原子力発電所 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出書（1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉、6号炉及び7号炉）に記載された発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していること

Ⅲ－２. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかについては、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））（以下「審査基準」という。）を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第92条第1項各号を表している。

- (1) 第3号（発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織）

第3号について、審査基準は、工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること等を要求している。

規制庁は、安全対策に係る工事を行う発電所組織として第二保全部内に安全施設工事プロジェクトグループを新設し、安全施設に係る施設管理に関する業務を行うことを職務として定めていることを確認したことから、第3号に関する審査基準を満足していると判断した。

(2) 第11号（線量、線量当量、汚染の除去等）

第11号について、審査基準は、放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置（個人線量計の管理の方法を含む。）が定められていること等を要求している。

規制庁は、放射線業務従事者が受ける線量の管理等について、以下に掲げる事項等を確認したことから、第11号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ① 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に伴い、受動形個人線量計を導入し、放射線業務従事者の外部被ばくの個人線量評価を実施すること
- ② 受動形個人線量計は外部から調達するため、信頼性を確保した受動形個人線量計を用いた線量の管理の方法については、保安規定の品質マネジメント計画に基づく下部規程に定めるとしていること

(3) 第12号（放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法）

第12号について、審査基準は、放射線測定器の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていることを要求している。

規制庁は、受動形個人線量計の導入に伴い、被ばく管理用計測器から電子線量計に係る記載を削除していること、受動形個人線量計は外部から調達するため、信頼性を確保した受動形個人線量計の管理の方法については、保安規定の品質マネジメント計画に基づく下部規程に定めるとしていることを確認したことから、第12号に関する審査基準を満足していると判断した。